

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第八項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録の廃止の届出があった。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

廃止する登録検査機関	主たる事務所の所在地	廃止年月日	廃止する理由
佐伯中央農業協同組合	廿日市市宮内四四七三番地の一	令和五年三月三日	合併するため
安芸農業協同組合	安芸郡海田町窪町八番八号	令和五年三月三日	合併するため
呉農業協同組合	呉市西中央一丁目二番二五号	令和五年三月三日	合併するため
広島中央農業協同組合	東広島市西条栄町一〇番三五号	令和五年三月三日	合併するため
三原農業協同組合	三原市皆実四丁目七番二八号	令和五年三月三日	合併するため
広島北部農業協同組合	安芸高田市吉田町常友一〇番地	令和五年三月三日	合併するため
三次農業協同組合	三次市十日市東三丁目一番一号	令和五年三月三日	合併するため
庄原農業協同組合	庄原市西本町二丁目一四番一号	令和五年三月三日	合併するため